

明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力（第4条－第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条－第13条）
- 第4章 地域社会における共生（第14条－第17条）
- 第5章 基盤整備、市民等の理解増進等（第18条－第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、明石市（以下「市」という。）における更生支援に関する施策の基本となる事項を定め、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進し、また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が定める地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罪に問われた者等 法第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。
- (2) 更生支援 罪に問われた者等が、円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう。
- (3) 関係機関等 国、兵庫県その他の関係機関及び更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等の多くが様々な生活のしづらさを抱える等の事情があるために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、罪に問われた者等の個々に抱える事情等の特性に応じ、必要と認められる支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が、地域社会において孤立することなく、市民等の理解と協力を得て、地域社会をともに構成する一員となることができるようにすることを旨として行われなければならない。

2 更生支援に関する施策は、罪に問われた者等が、地域社会をともに構成する自

立した個人として尊重されなければならない、罪に問われた者等に対する公共サービス等は一市民に対するものとして適切に行われなければならないこと、また、支援等に当たっては本人の意思が尊重されるべきであることの認識の下、行われなければならない。

- 3 更生支援に関する施策は、市、関係機関等及び市民等が、この条例の目的と基本理念に十分な理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の密接な連携等の下、罪に問われた者等が、地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を、早期に、総合的に、また、途切れることなく受けることができるようにすべきことを旨として行われなければならない。

第2章 市及び関係機関等の責務と役割、連携協力

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第4条第2項及び第5条の規定の趣旨を踏まえ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等の個々に抱える事情等に応じて必要と認められる支援等を総合的に行うことによる更生支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(関係機関等の役割)

- 第5条 関係機関等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれの適切な役割分担を踏まえて、それぞれの行う措置又は活動により、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

- 第6条 市民等は、基本理念や罪に問われた者等の置かれた社会的状況等について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の中の緊密な連携協力の確保等)

- 第7条 市は、法第5条の規定の趣旨を踏まえ、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等の緊密な連携協力の確保、効果検証等のため、関係機関等が情報や意見の交換を行う機会を設けるものとする。
 - 2 市は、更生支援に関する施策の実施に当たっては、関係機関等に対して、必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 関係機関等は、更生支援に関する施策を実施する上において、前項の規定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報その他の罪に問われた者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(財政上の措置)

- 第8条 市は、更生支援に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、財政上その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 基本的施策

(特性に応じた支援等)

第9条 市は、罪に問われた者等に対する支援等を行うときは、支援等の内容に応じ、罪に問われた者等の個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。

(就労の支援等)

第10条 市は、罪に問われた者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、罪に問われた者等の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援等)

第11条 市は、少年の有する特性に鑑み、非行少年（非行のある少年をいう。以下この条において同じ。）及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、社会の一員として自立し、更生することを助けるため、学校をはじめとする関係機関等、家庭及び地域社会が連携した支援等を行い、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等の必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等の支援等)

第12条 市は、罪に問われた者等のうち健全な社会生活を営むために必要となる適切な住居を確保することができないことによりその更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、罪に問われた者等が地域において生活を営むための住居を確保すること等を支援するための必要な施策を講ずるものとする。

(福祉サービス等の提供による支援等)

第13条 市は、罪に問われた者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、関係機関等と適切に連携して、その心身の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するものとする。

2 市は、罪に問われた者等のうち傷病等の事情があつて自立した生活を営む上での困難を有するもの等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービスが提供されるよう、医療等に関する業務を行う関係機関等との連携に努めるなどの必要な施策を講ずるものとする。

第4章 地域社会における共生

(地域社会における共生の配慮)

第14条 市、関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく平穏な日常生活を継続することができるよう、日頃から配慮するよう努めるものとする。

2 前項の配慮は、基本理念及び第2章の規定の趣旨にのっとり、市民等の協働による共生のまちづくり推進等の趣旨を踏まえて行うものとする。

(地域における見守り等)

第15条 市は、市民等及び関係機関等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等の生活状態等の事情を考慮し、日常生活等に関する相談に応じるものとする。

(地域活動への参加促進)

第16条 市は、市民等及び関係機関等と連携する等して、必要に応じ、罪に問われた者等が地域社会の公益的活動等に参加できるよう配慮するものとする。

(親族等に対する情報提供等)

第17条 市は、罪に問われた者等の身元引受人となる親族等に対し、必要に応じ、罪に問われた者等に対する更生支援の施策の内容、手続等について情報を提供等するよう努めるものとする。この場合において、当該親族等の生活状況等にも十分配慮するものとする。

第5章 基盤整備、市民等の理解増進等

(体制の整備等)

第18条 市は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、必要な体制の整備に努めるとともに、人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、更生支援に関する施策の推進に関し、必要に応じて、関係機関等と連携する等し、調査及び研究を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第20条 市は、更生支援に関する施策の重要性について、市民等の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を行うものとする。

2 市は、法第6条の規定の趣旨を踏まえ、再犯防止啓発月間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

3 市は、更生支援に関する施策の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第21条 市は、保護司会及び法第14条に規定する協力雇用主その他民間の団体又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。